

令和2年11月6日

国土交通省 道路局

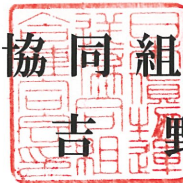
局長 吉岡幹夫 殿

高速道路料金の大口・多頻度割引
利用額の一部還元措置について
令和3年1月以降継続の緊急要望書

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本克己



日本貨物運送協同組合連合会
会長 吉野雅山



平素は、わが国物流の大宗を占め国民生活や産業活動を支えるトラック運送業界、トラック運送協同組合に対し、深いご理解と格別なるご指導、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送事業は社会に必要な事業活動であり、日本の経済活動や生活を支え続ける国の基幹産業です。

新型コロナ禍の中においても国民生活に必要な物資等を輸送することが求められており、日夜その責務を果たしているところです。

このトラック運送に必要不可欠なのが高速道路利用です。商品の到着を心待ちにしている市民の皆さんのところへ迅速かつ適確にお届けするには、高速道路利用なしにはあり得ません。

また、高速道路利用により、社会全体の交通事故減少や環境改善に資することができ、トラック運送において高速道路を利用することは、まさに社会貢献であります。

新型コロナウイルスの影響で荷主休業、操業停止などが生じ、多くのトラック運送事業者の経営が危機に直面しています。

かかる現況下において引き続き、トラック運送事業者が安定した輸送サービス及び運送環境を確保し、安定して地域の環境が確保されることが重要です。

このような主旨から、令和元年11月より令和2年1月までの期間中3か月連続で大口・多頻度割引の契約単位割引が適用されていた事業者のうち、当該割引が適用されなかった事業者に対し、当該利用月における事業者の月間利用額に契約単位割引率(10%)を乗じた額を還元する措置を、令和2年2月から当面の間として実施していただいていた。

しかしながら令和2年10月になって、上記還元措置は令和2年12月まで、との方針が国土交通省から示されました。

新型コロナウイルスの影響は今なお続いており、多くのトラック運送事業者の経営が危機に直面している状況は引き続き深刻であります。このため、大口・多頻度割引の運用に関し、以下の通り要望いたします。

何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 現在実施されている「高速道路料金の大口・多頻度割引の利用額の一部還元措置（※）」は、令和2年12月を最後に打ち切ることなく、令和3年1月以降も継続すること。

（※）令和元年11月から令和2年1月までの期間中、3か月連続で大口・多頻度割引の契約単位割引が適用されていた事業者のうち、令和2年2月以降に当該割引が適用されなかった事業者に対し、当該利用月における事業者の月間利用額に契約単位割引率（10%）を乗じた額を還元する措置

以上

(参考) 高速道路料金の大口・多頻度割引の利用額の一部還元について

① 主な目的

主に業務目的で高速道路を利用する機会が多い車の負担を軽減するとともに、多頻度利用者の定着化を図り、経営の安定化を図る

② 割引対象

ETCコーポレートカードを利用して高速道路を通行する全車種(ETC車)

③ 割引率(NEXCO)

多頻度割引(車両単位割引)		+	大口割引(契約単位割引)	
月間利用額(車両単位)	割引率 (R1補正で割増※)		月間利用額(契約者単位)	割引率
5,000円以下の部分	0%(割増なし)			
5,000円超~10,000円以下の部分	10% ⇨ 20%	+	500万円を超え、かつ自動車1台あたり 平均利用額が3万円を超える場合	10%
10,000円超~30,000円以下の部分	20% ⇨ 30%			
30,000円を超える部分	30% ⇨ 40%			

※一有に対する契約単位割引の割引率は5%

➡ 最大割引率 約50%

※ 令和3年3月末までの間、ETC2.0を利用する自動車運送事業者に対して措置

④ 今回の還元の対象となる事業者

令和元年11月から令和2年1月までの期間中、三ヶ月連続で大口・多頻度割引の契約単位割引が適用されていた事業者

⑤ 還元額

令和2年2月から当面の間、当該割引が適用されなかった事業者に対し、当該利用月における事業者の月間利用額に契約単位割引率を乗じた額

(例)

	R1年		R2年			
	11月	12月	1月	2月	3月	4月
対象	○	○	○	×	×	×
対象	○	○	○	×	○	○
対象	○	○	○	○	×	○
対象	○	○	○	○	○	×
(参考)対象外	○	○	×	×	○	×

○: 契約単位割引適用、×: 契約単位割引適用外

(参考) 高速道路料金の大口・多頻度割引の利用額の一部還元について

①大口・多頻度割引の主な目的

主に業務目的で高速道路を利用する機会が多い車の負担を軽減するとともに、多頻度利用者の定着化を図り、経営の安定化を図る

②割引対象

ETCコーポレートカードを利用して高速道路を通行する全車種(ETC車)

③割引率(NEXCO)

車両単位割引(多頻度割引)		+	契約単位割引(大口割引)	
月間利用額(車両単位)	割引率 (R1補正で割増※)		月間利用額(契約者単位)	割引率
5,000円以下の部分	0%(割増なし)			
5,000円超~10,000円以下の部分	10% ⇨ 20%	+	500万円を超え、かつ自動車1台あたり平均利用額が3万円を超える場合	10%
10,000円超~30,000円以下の部分	20% ⇨ 30%			
30,000円を超える部分	30% ⇨ 40%			

※一有に対する契約単位割引の割引率は5%

➡ 最大割引率 約50%

※ 令和3年3月末までの間、ETC2.0を利用する自動車運送事業者に対して措置

④今回の還元の対象となる事業者

令和元年11月から令和2年1月までの期間中、三ヶ月連続で契約単位割引が適用されていた事業者

⑤還元額

令和2年2月から12月までの間、当該割引が適用されなかった事業者に対し、当該利用月における事業者の月間利用額に契約単位割引率を乗じた額

(例)

	R1年		R2年					
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	...	12月
対象	○	○	○	×	×	×	...	×
				(還元)	(還元)	(還元)		(還元)
対象	○	○	○	×	○	×	...	○
				(還元)		(還元)		
(参考) 対象外	○	○	×	×	○	×	...	×

○: 契約単位割引適用、×: 契約単位割引適用外